

第5章

タイの障害者立法の制定過程（1991～2007年）

——障害当事者の役割を中心に——

吉村 千恵

はじめに

1999年10月、バンコク市内で建設中の高架鉄道（Bangkok Mass Transit System: BTS）へのエレベーター設置を求めて、バンコク首都圏の障害者⁽¹⁾約600人によるデモが行われた⁽²⁾。さらに11月にはマスコミを巻き込んだ抗議行動へと広がった。バリアフリー化を求めた一連の運動の結果、5つの駅に限定したものではあったが、エレベーターが設置されたほか、障害者の利用を支援するための職員教育が行われた。後づけとなったエレベーターには、当時の日本円にして1基あたり約600万～700万円ほどの追加予算⁽³⁾がかかった。「1991年障害者リハビリテーション法」（以下、1991年法）が制定されたものの、障害者といえば物乞いというイメージがまだ強く、障害者は権利主体としてみられていなかった当時のタイ社会において、障害者にそれだけの投資が行われたことは画期的だった。このでき事は、指定施設のバリアフリー化を義務づける同年12月の労働・社会福祉省令の制定へとつながった。つづいて2001年にはバリアフリー設備の基準に関する障害者リハビリテーション委員会規則が出され、2005年にはより細かい基準を設けた障害者、病弱者（thupphonlaphap）⁽⁴⁾および高齢者のための建物バリアフリー省令が制定されるに至った。この事件は、障害者リーダーに、既存の法令が障害者の権利を保

障していないのであれば、障害者の権利意識に基づいた新しい障害者法の制定の必要があることを感じさせるものだった。

それから4年後の2003年、タイの障害者リーダーは、国連障害者権利条約（United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities）の起草を担う特別委員会（アドホック委員会）⁽⁵⁾に、タイ政府代表団の正式メンバーとして出席するようになった。委員会には障害者団体の代表者や障害当事者による参加が求められていたとはいえ、学識者でも法律家でもない障害者が政府代表団の一員として参加するということはほかの参加国と比較しても珍しいことだった。さらに、2007年に制定された「2007年（仏暦2550年）障害者の生活の質の向上および発展に関する法律」（以下、2007年法）⁽⁶⁾の草案作業を行っていた1991年法による障害者リハビリテーション委員会にも障害者リーダーが委員として参加し、大きな役割を担った。そうした障害者リーダーの働きかけを受けて、2007年法には国連障害者権利条約の理念が多く反映された。たとえば、障害を単にインペアメント（機能障害）とのみ捉えるのではなく、社会的環境との相互作用から捉える社会モデル⁽⁷⁾の視点が盛り込まれたのである（西澤 [2010]）。障害者リーダーは、2007年法にもとづく「障害者生活質向上促進委員会」（以下、2007年委員会）のメンバーとして、同法施行規則の制定など現在も障害者関係の制度整備に関わっている。

1991年法の起草に始まり、2007年法制定に至る過程において、タイの障害者は、市民として権利を主張する諸運動を展開することによって、障害者に関する法・政策形成過程において徐々にその存在感を強めてきた。障害当事者が法・政策形成の場で重要な位置を占めたことは、障害者の当事者性が強く叫ばれている今日であっても、東南アジア諸国のみならず世界的にみてもなお珍しい。

それではなぜタイの障害者リーダーは、1991年と2007年に制定された2つの障害者法の制定過程に深く関わることができたのであろうか。本論はこの問いに対して2つの側面からアプローチを試みたい。ひとつは、障害者の運動に視点を置くものである。タイの障害者がなぜ法律の制定を活動目標のひ

とつに定めたのか、そしてどのような戦略をもって法制定に関わり、自らの主張を法律に反映することに成功したのか、といった点を考察する。まず、上記2つの障害者法の制定過程とそこでの障害者運動や障害者リーダーの役割を検討する。その際に、1990年代以降のタイの社会・政治状況の変化に目を配りながら、障害者運動の展開と連動した障害者の権利意識の変化に力点をおく。本論で示すように、1980年代に自らの生活改善のために動き出したタイの障害者運動は、2000年代には「権利」獲得を明確な目標に掲げるように展開したのである。

もうひとつの視点は、立法過程における制度の影響である。一般に障害者が権利を獲得し、またはそれを維持・向上していくためには、当事者が積極的に法・制度制定過程に関わることが重要である（ヴィーナス [2003]、川島・東 [2008]）。果たしてどのような制度がタイの障害者グループの参加を可能としていったのか、障害者がその過程においてどのように関わっていったのか、という点を明らかにする。

本論の構成は、以下のとおりである。まず第1節では、障害当事者が自らの当事者性を意識し、障害者法の制定に向けた活動を展開した経緯を追いながら、タイで最初の障害者立法である1991年法の制定過程を検討する。さらに、障害者リーダーが1991年法の課題をどのように認識したかを明らかにする。障害者リーダーが認識した1991年法の問題点は、2007年法の制定を促すひとつの要因となったからである。第2節では、まず背景として1990年代後半からより明確になった開発援助やタイの民主化または市民社会化に向けた動向、および障害者の権利条約に向けた世界的な動向を描く。その上で、権利意識が高まっていくタイの障害者運動および、それらと関連して進められた2007年法の制定過程を明らかにする。以上の検討をふまえて、第3節では、タイの立法制度や社会的変容の波のなかで、障害者の法制定過程への参加や影響力を強めていった障害者リーダーの役割に着目する。

第1節 1991年障害者リハビリテーション法の制定過程と障害者

1. 1991年法制定の背景と過程

障害者が1991年障害者リハビリテーション法の制定過程に積極的に関わるようになった要因として、次の2つをあげることができる。第1に、国連による、障害者の権利に関する一連の宣言・行動計画採択の影響がある。たとえば、国連は1971年知的障害者の権利宣言（Declaration on the Rights of Mentally Retarded Persons, 総会決議2856 [XXVI]）を、続いて1975年障害者の権利宣言（Declaration on the Rights of Disabled Persons, 総会決議3447 [XXX]）を国連総会で決議した。その後国連は1981年を国際障害者年と定め、翌年「障害者に関する世界行動計画」を採択、1983年からの10年を「国連・障害者の10年」に定めた。このような一連の障害者に関する宣言等の採択を通じて、国連はタイを含む各国へ障害者施策を整備・充実するように働きかけを行ったのである。第2に、障害当事者による国際団体が設立された影響を受けて、タイ国内に各種障害者団体の連合体である全国レベルの障害当事者団体が設立されたことがあげられる。これによってタイの障害者リーダーが情報を得ながら全国的に活動を展開することが可能となった。この障害当事者団体を基盤として、障害者が1991年法制定に積極的に関わるようになった。

以下では、まず1980年代以降のタイ国内の障害者団体設立とその運動の展開を追う。その上で、自らの問題解決のために、障害者法制定を活動目標として掲げた障害者リーダーが草案起草委員会に関わるようになり、1991年法の制定に至るまでの経緯を整理する。

(1) 障害者運動の萌芽と展開

タイで最初の全国レベルの障害者団体であるタイ障害者協会（Council of

Disabled Peoples of Thailand: 通称 DPI-Thai) が設立されたのは1983年である。それに先駆けて、国連の国際障害者年と同じ1981年、シンガポールで障害者インターナショナル (Disabled Peoples' International: DPI)⁽⁸⁾の総会が開催された。DPI-Thai の設立メンバーのひとりであったナロン・パティバットサラキット (Narong Patibatsarakich) は、国連国際障害者年の影響を受けたタイ政府⁽⁹⁾により、「(貧しい家庭環境や障害があるにもかかわらず法学修士号を取得し) 家庭内で立派に生活している障害者」として表彰されたことをきっかけに、シンガポールで開催される設立総会にいち障害者として参加することになった。

DPI が設立された経緯については、ドリージャー [2000] や他の研究に詳しいのでここでは割愛するが、本章にとって重要な点は、それまで医療や教育、そしてリハビリテーションなど、常に保護や指導の対象として扱われてきた障害者が、自らが意志をもった市民であり、自身の生活や人生における自己決定権と当事者性を重視することを決意したことである。

シンガポール総会の後、第1回アジア・太平洋地区 DPI 会議がバンコクで開催された。開催地がバンコクになった理由は、ナロンをはじめ、当時タイから参加した7名が、総会で主張された「障害者のことは障害者が決める」というメッセージや総会で出会った他国の障害者から大きな刺激を受け、総会の場で、ぜひタイで第1回開催を行いたいと立候補したからである。

ナロンは当時を振り返り、シンガポール滞在の数日間自分が自分を変えたと語る。当時のナロンの身体は、まだ自分で歩けるが、リュウマチによる痛みと関節の硬化が進みつつあり、すでに杖を使用している状況だった。ナロンは、痛みだけではなく、障害をもたない人と同様に歩けなくなることの恐怖を抱えていた。そんなナロンにとって、障害をもつ自分自身を受容し、障害をもっていても社会参加できる、という総会でのメッセージは衝撃的だったという。また、障害者の社会的状況を変えるために障害者団体が圧力団体になり、政府に対して障害者法を制定させるために活動することが必要である、と聞いたこともタンマサート大学法学修士を卒業したナロンを奮起させた⁽¹⁰⁾。

ナロンは、帰国後、同総会参加者と協力して、タイ身体障害者協会を設立

したほか、DPI アジア・太平洋地域の会議準備と、国内で諸障害を含むことができる全国レベルの団体を設立するべく、盲人協会など既存の団体と交渉をはじめた。その結果、1983年にそれら身体、視覚、聴覚、精神、知的障害に関係する団体であるタイ障害者協会（DPI-Thai）の創設総会がチェンマイで開催され、初代代表にはナロンが選任された。

(2) 1991年法起草への参加

1991年法が制定される以前には、タイには全障害者を対象にした法律はなく、対象者を限定した法律のみが存在した。たとえば「1941年乞食統制法」では一部の障害者は取り締まりの対象¹¹⁾であり、「1951年公務員年金法」では公務員である障害者¹²⁾だけが社会保障を受けることができるなど特定の社会集団や職域に限定された法・制度整備であった。しかし、どの法律をとっても、障害の定義はなされておらず、「誰が障害者なのか」明らかにされていない。それらの法律には障害者の福祉や市民権は明記されていなかった。それどころか公務員欠格条項、義務教育「免除」¹³⁾（阿部 [1964: 9]）、被選挙権欠格条項など障害者の市民権を認めない規定もあった。

そのような状況のなか、1975年の国連障害者権利宣言を受けてタイ国内でも障害者すべてを対象とした法制定に向けた動きが始まった。1976年11月3日、ターニン・クライウィチエン（Tanin Kraivixien）内閣（1976～1977年）は、障害者関連法制定および障害者福祉に関する諮問機関である「障害者の福祉とリハビリテーションに関する委員会」（以下、起草委員会）を組織した（Somphon [1993: 28]）。委員会は、29の政府組織および非政府組織の長によって構成されていた。当時は内務省社会福祉局が障害者問題を管轄していたため、内務大臣が議長を務めていた。同委員会は、障害者についての新たな立法に着手し、1979年に草案を提出するが、内務省の承認を得られず、その後、同委員会は実質的に活動を停止した（萩原編 [1995: 66]）。内務省による法整備の動きが再開したのは、1980年代に入ってからである（Somphon [1993: 28]）。障害者が法整備に参加するのはこの頃からであった。

DPI-Thai の設立総会で確認された団体の活動方針には、目的のひとつとして障害者法制定が掲げられた。同団体の設立に関わった障害者たちは、限られた職業機会やその結果引き起こされる家族の問題、社会的に活躍する機会の少ないほかの障害者仲間の存在への強い危機感を感じていた（Narong [1993]）。障害者リーダーたちにとって、生活問題を改善するために必要なものは、安定した収入であり、そのための教育であり、それらにつながる法・制度を必要とした。法律によって、障害者の就学・就業機会の拡大、社会参加が可能になることを期待したのである。その後、バンコクを中心に活動が展開されたが、なかなか進まない政府の草案作りに業を煮やした DPI 運営委員会は、具体的なロビーイングを開始した。しかし、当初ロビーイングは思うように進まず、起草委員会にも出席できなかった。

そこで、1985年頃、DPI-Thai のメンバーは、ただ法制定を訴えるのではなく、自分たちで草案を作成することを決意し、法学修士のナロン氏を中心に勉強会を重ね、カナダ、アメリカ、日本などの障害者法や制度の情報を集めた。この勉強会には、後に2007年法草案起草の重要メンバーとなる現タンマサート大学法学部教授で盲人のウィリヤ・ナムシリポンパン（Wiriyā Nam-siripongpun）も参加した。つまり、法律の専門家といえる複数の障害者が草案作りに関わったことになる。この勉強会でナロンの印象に強く残ったのは、一定の事業主に定率以上の障害者雇用を求める日本の障害者雇用割当制度であった（ナロン [1993]）。障害者雇用割当制度は、のちに1991年法の第17条第2項に盛り込まれた。

1986年、DPI-Thai のメンバーは勉強会の成果として独自の草案を作成し、内務省社会福祉局と上院議員を通じて内務大臣宛に送った。障害者グループが勉強会を主催した結果、内容的にもよい草案を提出したことは、障害者の福祉とりハビリテーションに関する委員会や省庁関係者を驚かせた。これをきっかけにナロンほか数名の障害者が委員会の正式メンバーとして参加することになった。この結果、1991年法の最終草案には、DPI-Thai 作成の草案が反映された。1989年に内務省の承認を得た法案は、閣議決定を受けて、

1991年8月30日に国家立法議会（National Legislative Assembly）に提出された¹⁴⁾。

当時は、1991年1月のクーデタ後に制定された暫定憲法に基づき、二院制の国会のかわりに一院制の国家立法議会が置かれていた。アーナン・パンヤラーチュン（Anand Panyarachun）政権は国家立法議会において多くの立法を成立させたが、1991年法もそのひとつであった。法案は、1991年10月25日に可決され、国王の裁可を得て、11月25日に公布され、180日経過後に発効した。ここにタイで最初の障害者法が成立したのである。

障害者へ市民権をという障害者の想いに応えるかのように、同法の制定趣旨は、以下のように定められた。障害者も、国家の重要な一市民（人的資源）であるにもかかわらず、障害ゆえに困難な生活状況に置かれてきた。障害者には、職業・社会参加などの機会が、障害をもたない者と同様に保障されなければならない。同法によって、障害者には、適切な保護と福祉が提供されるべきである。具体的には、問題解決のためのリハビリテーションによる能力開発、教育、職業訓練などの実施である。

2. 1991年法の特徴と意義

(1) 1991年法の特徴

1991年法によって何が実現したのであろうか。大きな特徴として次の4点を指摘することができる。

第1に、障害者の定義をおいたことである。第4条は、障害者を「身体的、知的、または精神的に異常または問題がある者」と定義し、その具体的な障害種別ごとの定義は省令によって定めるとした。障害の種類を定める省令2号（1994年）¹⁵⁾によれば、障害は「視覚障害」「聴覚コミュニケーション障害」「身体および運動障害」「精神および言動障害」「知的および学習障害」の5つに分類される。これによって、法的に障害者と障害者でないものの境界が引かれた。

第2に、同法を実施し、障害者のための施策を推進するため、障害者リハ

ピリテーション委員会（以下、1991年法委員会）が設置されたことである（第12条）。職務上の委員としては、内務大臣（委員長）、国防次官、内務次官、教育次官、公衆衛生次官、大学庁次官、予算事務所総裁、医療局長、社会福祉局長、初等教育局長（計10人）、ならびに有識者委員（6人以下）が大臣によって任命された。有識者委員のうち2人以上は障害者関係団体の代表とされた（第5条）。同委員会の目的は、障害予防、介助者育成、能力開発、障害者活動の推進、情報センターの設置等である（第12条）。そのために「障害者リハビリテーション委員会事務所」が内務省内に設置された。この委員会が中心となり政策を実施する。委員のうちの障害当事者および障害者団体の代表者のひとりとして、ナロンが委員に任命された。

第3は、障害者登録制度の創設である。省令で定める基準に基づき1994年より障害者登録制度が開始され、同委員会の指示のもと各地方行政事務所において受付と発行業務が行われるようになった。これによって法的に国によって認定された「障害者」が登場することになった。障害者登録制度は、日本の障害者手帳制度を参考にしたという¹⁶⁾。同制度に従って申請・登録した障害者には、5年ごとの更新となる障害者手帳が各県所在の福祉事務所から発行され、障害者手当や車いすなどの福祉機器の支給や医療費の無料化などがタンボン（農村の行政区）自治体または市役所より行われるようになった。

この登録制度により、障害者手当¹⁷⁾を申請した障害者は、審査を経て所得や家族状況などの規定の条件を満たした場合に限り月500バーツの給付が受けられるようになった。同時に、恒常的なものではないが、事業開始など生活改善のための一時金（2,000バーツ）も条件を満たした場合は受けとることができる。ただし、手当や一時金を支給するための予算は長い間限られたものであったため、たとえ申請しても多くの障害者は受給できず、登録するメリットはほとんどなかった。このため、障害者や家族による登録への関心は低く、登録者は2000年をすぎるとまで障害者全体の5%に満たなかった。しかし、2002年の医療保険制度（通称30バーツカード医療保険）¹⁸⁾の導入によって、障害者手帳をもつ障害者は、無料で医療サービスが受けられるようになった

ほか、省庁の予算増加によって障害者手当の受給者数が増加したので、最近では手帳を取得するメリットが多くなった⁴⁹⁾。

第4に、障害者の雇用促進を具体化しようとした点である（第17条）。そのため、1994年の労働・社会福祉省令2号では、200人以上の従業人を雇っている雇用者に対して1人以上の障害者を雇用するよう求めた。この障害者雇用割当制度は、2007年法においても、より厳密になって引き継がれている。

さらに、1991年法の制定が契機となって他の法令の改正がすすんだ。たとえば、1991年法制定にあわせて、「1975年文官規則」に規定されていた障害者の欠格条項の一部撤廃が求められ（Khanakammakan [2001: 38]）、1992年の全面改正により「能力のある」障害者は公務員になれるようになった。一定の障害者雇用促進の効果が期待されたものである。1991年法を受け、障害者の課税控除を認める租税法典の改正が1991年の緊急勅令によって行われた。

(2) 1991年法の意義

起草委員会に引き続き1991年委員会の委員となったナロンは、障害者の生活を改善するためには、職業機会の確保（所得保障）、そのための技術習得教育、そして福祉機器の供給が不可欠だと感じていた。「まずは所得保障」というのは、当時のタイで暮らす障害者の生活実態からは当然出てくる結論だった。またナロンや当時の内務省社会福祉委員会の副委員長も障害者がリハビリテーションを受けるためにも、社会のなかで自立するにも最低限の収入が必要であると考えていた。そして、障害者の社会参加のひとつの方法として一般社会での就労の拡大を目指していた（Narong [1993]）。それは、1991年法第12条に定める委員会の目的が医療やリハビリテーションや能力開発に力点が置かれている点にも表れている。この時点では障害当事者も、社会環境のバリアフリー化ではなく、個人の障害を「克服」し、または就労することで障害者の抱える問題解決を図ろうとしていた。障害者雇用割当制の成立も同様の視点にもとづくものであるといえる。しかし、障害者雇用割当制は、適応範囲および罰則規定の欠如などから達成は厳しかった（ナロン

[1993]）。

1991年法が、障害者の活動について言及している点も留意すべきであろう。後に1991年法に対する批判として、障害の予防や克服のためのリハビリテーションを大きな目的として掲げており、障害者を取り巻く社会環境への視点が欠落しているという指摘がある。しかし、1991年法委員会の目的の4番目には障害当事者を意識して「障害者活動を開始し促進する」という一文が明記されている。残念ながら、それ以上具体的な施策が明記されてはならず、どこまで当事者性を意図しているのかは不明であるが、この規定は、その後1990年代に展開される障害当事者による活動の活発化と2007年法の成立に至る障害者の動きにもつながる一文である。

1991年法は、タイで初めて制定された障害者法である。同法によって、障害者の定義が定められ、国は障害者に対して社会福祉や社会保障を実施すると明記された。また、医療アクセスやリハビリテーションサービスについても、国のサービス提供の責任が明記された。障害者リーダーは、まだ障害者の権利が声高に叫ばれていなかったタイ社会において、同法を成立させることで障害者の市民権を獲得しようとした。ナロンは、1991年法が成立した時の達成感がいかに大きかったかを話す。

「本当に嬉しかった。登録制度や手当、リハビリテーションの無料化は、家のなかにいるしかなかった障害者にきっと役立つだろうと思った。また貧困にあえぐ障害者になんとかして収入を確保させたかった。だから雇用割当制も実現しなければいけないと思った」²⁹⁾と振り返る。DPI 総会で、国際障害者運動と出会い、障害者の権利を自覚したリーダーであったが、タイの障害者の置かれている状況は、生活や教育に関してより切迫した状況であった。したがって、当時の障害者リーダーの目的は、タイの障害者の置かれている状況を改善するための職業機会、教育機会の確保にあった。より多様な障害者の権利の確保は重要だったが、厳しい生活からいかに脱出するかということが優先課題だった。

3. 1991年法の限界

1991年法の出現は、それまで障害者のための法律が存在していなかったタイ社会において画期的なものであった。しかし、全20条という簡素なものであり、障害者が直面するさまざまな問題に対応することができないうえに、規定内容について条文上、実効性が担保されていなかった。また、障害者を保護やリハビリテーションの対象としており、障害の規定もインペアメントのみに着目しており社会環境との相互作用を考慮する視点はないため、社会の責任は明確でなかった（西澤 [2010]）。飯田は、タイは国連の人権条約等に早くから加入していたものの、その理念の具体化や総合的な障害者政策の実施は1991年法以降であったということから、1991年法に一定の意義を認める。そのうえで、1997年憲法から2007年法への継続という形で障害者が市民権を拡大させてきたと述べる（飯田 [2007]）。

タイ初の障害者法の制定を願っていた障害者リーダーは、その後同法をどのようにみていたのだろうか。1991年法制定後、同法委員会委員として1991年法の内容の実施につとめたナロンは、法律制定と同時に社会全体を変えていくことや障害者が連携することがいかに大変かを感じていた。「法律はできたし、障害者雇用割当制度もできた。手当や福祉機器受給、リハビリテーションサービス利用の制度もできた。でも、それを利用する障害者への情報提供や障害者主体の活動や、それらを通じた障害者自身の障害の受容、具体的なサービス実施に向けた障害者の闘い、そのようなものは一つひとつ進めていくしかなく、時間がかかることだった」「障害者に予算を割くことに反対している人は、障害者が外にいるのは危ないし障害者に予算を割くのはもったいないから、ほかに遣った方がよいという。しかし社会はお金持ちのためだけにあるわけではない。社会が障害者を受け入れるようにしなければいけない。街のなかに少しの工夫があれば障害者だって社会参加できるのだから」とナロンは、法律制定の意義は大きいとしながらも、実践のための予算

不足やそのほか障害者の生活上の問題解決に課題が残ったことに言及する²¹⁾。

また、1991年法制定に向けてナロンと歩調を合わせ活動した、ある地域の障害者リーダーも、「法律ができれば地域内の障害者の生活は変わると思っていた。しかし、地域の障害者の生活はなにも変わらなかった。障害者登録をしても、法律に社会福祉を実施すると書かれていても、国に『予算がない』と言われれば社会環境整備や生活改善どころか最低限の手当すらもらえない」と法律制定だけでは問題が解決しなかったと明言した²²⁾。そう語ったそのリーダーは、実質的な生活向上のための運動の必要を感じ、1990年代後半には別の形での障害者運動を展開し、現在は障害者の権利擁護や介助者確保、障害当事者による障害者支援活動を通じて自立を目指す自立生活運動に取り組んでいる。

さらに、法制定が行われたからこそ明らかになった問題があった。障害種別ごとの「ずれ」の存在である。1991年法制定を目指していた頃は、困難な状況も、そこから生まれた目標も一致しており団結しやすかった。ナロンが初代議長になった DPI-Thai でも、いくつもの障害者団体の連合体であり障害種別を超えた連携を掲げて活動していたが矛盾は見えにくかった。

しかし、実際にはそれぞれの抱える障害が異なるがゆえに当然ながら政策に対する要求も異なってくる。たとえば1991年法で整備しようとした障害者雇用割当制度では、コミュニケーションの問題が少なく、設備投資費用が相対的に少なくすむ軽度身体障害者または盲人の雇用が多くみられたが、知的障害者やろうの人々そして精神障害者にとっては恩恵が少なかった。バリアフリーへのニーズも、盲人やろう者、知的障害者にとっては段差や階段よりも、情報伝達がバリアになることが多く、身体障害者とのニーズの違いが明らかになった。このように障害種別が異なると社会への問題提起も異なる状況が明確になり、もはやひとつのデモンストレーションでは全てのニーズを表現できなくなった。各グループのリーダーはそれらの調整の困難さに直面し、各団体による個別交渉や活動展開が進んだ。

1991年法ができたからこそ実感できた限界とは、リハビリや就業支援があ

ったとしても、また地域で家族と暮らす障害者に手当が支給されたとしても、根本的な解決であると感じられなかった点であろう。障害者が社会のなかで実感する差別を解決しない限り、予算配分という政策レベルから日常の些細な問題まで解決できないと、障害者リーダーが気づくのは2000年代に入ってからのことである。

タイの障害者運動にとって、1990年代は、次の時代へ向けた模索の時であったともいえる。1990年代は、障害者登録、障害者雇用率設定、障害児教育などに関する法律や省令制定など、より細かな法整備が進んだ。一方、1991年法の目的に沿うかのように、障害当事者による活動も活発化したが、その結果として既述のとおり障害者種別や立場の違いから障害者運動の展開や省庁との関わりなどは、団体や個人ごとに分化していく。1991年法の改正を求める声は、そのような状況のなかで高まっていった。

第2節 2007年障害者生活質向上発展法の制定過程と障害者

1. 1990年代以降の障害者運動の変化

(1) 民主化運動と1997年憲法

1990年代は、障害者だけではなく、タイ社会において市民の役割が変化を遂げた時期でもある。1992年の軍と民衆が対峙した流血事件以降、タイは民主化に向けて制度改革や憲法制定を試みてきた。その背景には知識層だけではなく、NGOなどの市民の参加も大きな役割を果たした（今泉 [2003]）。1990年代後半から現在まで政治的民主化の進展や経済構造の転換そして社会の変化の過程において、市民を意識した法律がつぎつぎと制定されている。その背景や目的だけではなく立法過程においても、時代を反映し従来とは異なる様相をみせていたが、障害者法もそのなかに含まれていたのである。障害者リーダーの法制定過程や政策への参画は、そのようなタイ社会の風潮と

も大きく関わっている。

そして1997年にはタイの政治改革を推進し、市民の参画や障害者や山地民などの社会的マイノリティへも言及した1997年タイ王国憲法が制定された（東條解説・訳 [2004], 玉田・船津編 [2008], 今泉 [2003]）。1997年憲法では、障害者の権利についても生存権や社会参加、教育を受ける権利、そして障害者団体の政策決定の場への参加（第190条）など、初めて憲法によって明記されるものとなった（西澤 [2010], 吉村 [2007]）²³。障害者リーダーにとって、1997年憲法は追い風だった。

2000年に近づくと、障害者リーダーにとっては、明らかに障害者の社会参加や権利の問題などが今後取り組むべき問題として捉えられるようになっていく。彼らは、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）、国際協力事業団（現在は国際協力機構、JICA）そしてNGOとの関係を深めながらその後より活躍して行くようになった。冒頭で記したBTSのエレベーター設置を求めたデモは、そのような時に起こった。実は、BTSに関しては、建設途中であった1993年に、当時のバンコク都知事と運輸大臣に対して各駅へのエレベーター設置を求めて交渉を行っており、運輸大臣から了承を得たという経緯がある。しかし、BTSが完成間近になった1999年時に約束であったはずのエレベーターや障害者に配慮した設備を設置していないことが判明し、設置の交渉が開始された。BTSをめぐる一連の動きは、当時 DPI-Thai の事務局長だったトッポン・クンカンチット（Topong Kulkhanchit）がイニシアチブをとった。この時障害種別を問わず障害者が集まったのは、障害者リーダーにとって、BTSへのバリアフリー設備を求める活動は、障害者の権利を主張するためのひとつの象徴でもあったからである²⁴。もっとも、それ以外でも必ずしも障害種別ごとに活動が分断されているわけではなかった。たとえば、盲人協会が中心となって、障害者の重要な生業である宝くじ売りの販売手数料率上昇をめぐる鉄道線路上に身体をくくりつけるなどのデモを行ったことがある。このとき、参加者の多くは視覚障害者であったが、身体障害者も参加し存在感を示していた。宝くじ販売を生業としている障害者の多

くは視覚障害者でその次に身体障害者が多いので、当然の構成だといえる。なお、このときのスローガンは「障害者の生活の質の向上のための手数料見直し」であった。このように、必要に応じてもしくは利害に応じて障害者は強弱につながりながらさまざまな場面で生活改善や権利を求めて主張を続けていた。

(2) 社会モデルの影響

タイの障害者運動は、1990年代以降に進んだ国際的な障害者運動の変化にも大きな影響を受けた。1990年、世界で初めて障害者に特化した法律で障害者への差別禁止を掲げた「障害をもつアメリカ人法」(Americans with Disabilities Act of 1990: ADA)が、アメリカの連邦法として制定された。当時のアメリカでは、公民権運動の影響を受けながら、たとえ重度の障害をもっているも地域で暮らし、学校へ通い、就職する権利を訴えて、障害当事者による自立生活 (Independent Living: IL) 運動が全国で展開されていた。その拠点である、障害当事者による障害者支援を行う自立生活センター (Center for Independent Living: CIL) もアメリカ各地で障害者へのサービスを提供していた²⁵⁾。アメリカの障害者は、障害者が適切に社会に参加できない状況自体が差別であると主張し、社会のあらゆる場に合理的な配慮を求めて活動を展開した。自立生活運動では、重度障害者が家族や大型施設の「保護」という形で管理され人生を過ごすことに異議を唱え、自立の定義を、身辺自立や経済的自立ではなく、自己選択・自己決定による自身の人生の管理と定義し直した。ADAは、その活動の結果であったといえる。

そのようなアメリカのIL運動は、他国の運動にも刺激となり、日本の障害者も1980年代前半から学習会を開催したり、企業の障害者支援事業²⁶⁾の支援を受けるなどして実際にアメリカへ行き中長期の研修を受けていた。彼らは、帰国後センターを立ち上げるなどリーダーとして活躍する者もいて、徐々に日本でも広がりを見せはじめていた。日本の障害者は、日本の状況にあわせてアメリカの障害者運動を少しずつ変化させながら日本国内で展開さ

せた。アメリカのIL運動は、日本国内では広がったとはいえ、決して主流の障害者運動母体であったわけではない。しかし、ADAの成立は、日本やヨーロッパの障害者に衝撃を与え、それ以降、障害者や障害者に関わる人々の発言のなかに障害者の権利とアドボカシーに関するものが年を追うごとに増加した。やがて、社会モデルとして、学識者や活動家が共通してもつ障害のとらえ方とも重なり、ついには国連障害者の権利条約採択につながり現在に至っている。

ILや社会モデルの原型となる障害者のとらえ方は、DPIなどによるネットワークや国連などの国際機関を通じてタイの障害者にも伝わった。1990年代前半には数名のタイ人障害者が、日本やアメリカの障害者からILのことを学び始めた。そのひとりがトッポンである。陸軍中佐の肩書きをもつトッポンは、27歳の時のソクラー県での交通事故により障害者となった。1990年にDPI-Thaiの理事のひとりになったトッポンは、その後リーダー研修などのためたびたび来日し、日本の障害者リーダーとの親睦を深め、日本の障害者運動を目の当たりにすることになった。一方、モンティアン・ブントアン(Monthian Buntan)は、アメリカの大学でミュージック・テクノロジーの修士号を取得し、その後世界盲人連合(World Blind Union)の運営委員を務めるなどILとは異なるルートで世界のネットワークをもち、情報を収集していた。

(3) 日本の障害者からタイの障害者へ

障害者支援のための日本のイニシアティブもタイの障害者運動にさまざまな影響を与えた。さらに、1990年代後半には、日本の障害者が、戦争責任への意識と国際協力のひとつとして、アジアの障害者支援を決定し、より積極的にアジアの障害者との連携を深めるようになった。また、1999年からは、それまで日本人障害者を欧米へ派遣するというリーダーシップ研修事業を行っていた「ダスキン愛の輪」事業が、アジア・太平洋の障害者を日本へ招聘して研修を行う、「ダスキン・アジア太平洋障害者リーダー育成事業」を開始し、タイからもこれまで4名の若手障害者リーダーが日本での研修を受け

た。帰国後、タイの障害者運動のリーダーとなっている（ダスキン・アジア太平洋障害者リーダー育成事業 [2011]）。

JICA は、タイにおける案件を経済成長に寄与するものから、障害者や女性、HIV/AIDS などとくに社会的ニーズの高い支援対象としたプロジェクトへと限定する方向へ移行した。そのなかでも代表的な案件がアジア太平洋障害者センター（Asia-Pacific Development Center on Disability: APCD）である。2003年より JICA は同センターへの専門家派遣を開始した。その際、注目すべき点は知的障害者を含めた日本の障害者リーダーが短期専門家として派遣されたことである。障害当事者が国際機関の専門家として派遣されるのは珍しい取り組みであった。それまでの開発援助プロジェクトと異なるのは、障害当事者を単なるサービスの受け手ではなく、プロジェクトのパートナーとして位置づけようとした点である（ニノミヤ [2010]）。そのひとつとして、JICA の研修では、既述のような日本型 IL を、タイをはじめとするアジア・太平洋の障害者へ系統立てて伝えようとした。

APCD はアジア太平洋地域で暮らす障害者全体を対象とするものではあったが、タイに事務所があることもあり、APCD の執行評議会には、タイの障害当事者が多く参加した。そのなかには、ナロンとともに1991年法に向けて活動したウィリヤ、当時、マヒドン大学ラーチャスター校教授でのちに盲人協会会長や国連障害者権利条約のためのアドホック委員会メンバーとなり、現在上院議員を務めるモンティアン、当時タイ最大で多くの技術者を生み出しているレデンブトリスト障害者職業訓練学校の校長だったスポンタム・モンコイサワディ（Suporntum Mongkoiawadi）、当時 DPI アジア太平洋支部の事務局長だったトッポンなどがいる（国際協力事業団 [2003: 10]）。

APCD の事務所は、管轄省庁である社会開発・人間安全保障省障害者局が入っている省庁ビルに隣接している。障害者局職員は、APCD や ESCAP、そのほかのセミナーにも参加し、国際的動向として障害者が専門家として活躍している姿を目の当たりにした。このため、省庁主催のセミナーやプロジェクト実施の際に、省庁の障害者リーダーをリソースパーソンとして活用す

るようになったほか、省庁担当者の意向としても、2000年代に入ると徐々に当事者性が重視され、介助者の確保、地域内における自立生活などが目標に設定されるようになった。

（4）国連障害者権利条約

タイの障害者運動や2007年法の制定に影響を与えたのは、2002年に始まった国連障害者権利条約の策定であった。2002年の第1回国連障害者権利条約特別委員会（アドホック委員会）が条約の是非についての検討を行った。翌2003年の第2回特別委員会では条約制定への合意がなされ、そのまま起草に向けた作業がニューヨークの国連本部で開かれた（久野 [2003]）。それに先駆けて、第2回特別委員会への準備段階として、バンコクにおいてESCAP主催による「障害者の権利条約に関するESCAP専門家会議」が開かれ、タイからも障害者リーダーが参加した。この会議においては、障害者の参加による条約制定の必要性が確認された。条約の内容としては、障害者が受ける差別に対して具体的な対策をとること、合理的な配慮や啓発などに対する政府の義務、障害者団体の支援、そして手話を言語として明記するなどろう者の権利も明記するよう提案がまとめられた。この提案は「バンコク草案」と呼ばれ、第2回特別委員会で報告され、第3回特別委員会の前に開かれた作業部会では草案のたたき台として採用された（高田 [2003] [2008]、長瀬 [2008]）。これら一連の委員会には、タイからは障害者リーダーが出席した。なかでもモンティアンとウィリヤは特別委員会の常連出席者となり、積極的な発言を行った。

2006年12月13日、国連総会において障害者権利条約が採択された。タイ政府はこの条約に2007年3月30日に署名した。この条約への起草過程への参加やタイ政府の批准は、2007年法が障害者の権利を明文化する流れを作ったといえる。

2. 2007年法の制定過程

(1) 法改正作業の開始

障害者リーダーは、1997年憲法によって保障された政策決定への参画や法整備の過程において政府の主催するセミナーの講師や委員会のメンバーとして公的な場に登場するようになり、発言権を増していった。省庁で開催される法律やプロジェクトに関係する委員会やJICAの会議のほか、国家公衆衛生財団（National Health Foundation）やそのリハビリテーションセンター、タイ高速鉄道公社（Mass Rapid Transit Authority: MRTA）の地下鉄設備検討会議、教育省特殊教育検討会議などへの参加が増えるにつれ、タイの障害者は、公表前もしくは最新の情報に接し直接意見を言うことが可能になった。加えて、国際的な障害者の権利意識の喚起もあいまって、権利獲得に向けたアドボカシーのひとつとして新しい法律制定とその制定過程への参加が再びスローガンのひとつとなっていく。それら行政や国際機関との関係を積み重ねていた障害者リーダーたちは、興味深いことに、その段階ではすでに、「誰に、どこに、どう交渉したらよいか分かっていた」という。したがって、社会的地位が高い障害者だけではなく、障害者リーダーたちにとっては、交渉相手や活動方法を工夫することで、政策実施や委員会の決定への参画可能性を具体的に感じられるようになっていた。

第2節で示したように、1991年法の制定は実現したものの、ウィリヤやモンティアンそのほかの障害者リーダーの間では、障害者を取り巻くさまざまな問題を解決するには、1991年法では十分に対応できないという認識を強めていた。こうしたなか、1991年法に基づく障害者リハビリテーション委員会（1991年法委員会）において改正に向けた議論が開始されたのは、タックシン・チンナワット（Thaksin Shinawatra）政権の下であった。当初、タイラックタイ（Thai Rak Thai: TRT）党の影響が強かった委員会のメンバーには、ウィリヤやスポンタム⁶⁷⁾が入り、モンティアンやトッポン、そして1991年法制

定の功労者であるナロンは委員会のメンバーではなかった。しかしウィリヤだけではなく、モンティアンやトッポンなど主なリーダーは、アドホック委員会以外にも多数開催される ESCAP 主催の会議や、JICA や DPI、世界盲人協会主催、そのほかの国際会議への精力的な出席を通じて、障害者の権利が世界的な潮流であることを共通の認識としていた。

当初、1991年法委員会は、障害者の権利への言及を加える形での1991年法の改正で事足りると考えていたようである²⁸⁾。それに対して、トッポンをはじめとする IL の影響をうけた障害者やナロンは懐疑的であり、障害者への差別撤廃および制度構築に踏み込んだより積極的なものであるべきだと批判した²⁹⁾。ただし、当初はまだ改正案も明確ではなかったためトッポンのグループにも具体的に新法を求めるという主張が固まっていたわけではなかったと思われる。

1991年法改正への障害者の高い関心に応えるため、DPI-Thai の会議、障害者団体主催のセミナーなどを通じて、ウィリヤや他のリーダーたちはバンコクとその近隣県を中心に、法案の説明会や学習会を何度も行った。障害者の関心は各障害種別のグループごとにその対象は異なっていた。たとえば、ろう者団体は手話の言語としての社会的認知の拡大や手話通訳者の配置について、身体障害者グループ、とくに重度障害者は介助者保障とバリアフリー施設の増加について、盲人団体は IT の活用も含めた情報保障について、関心をもっていた。教育機会の保障については、知的障害児・者支援団体も含む多くの障害者が共通に関心をもっていた。

各障害種別によって異なるニーズや団体ごとの主張の違いをうけて、2000年前半の障害者運動の課題は、単に異なる障害者種別間同士の理解と共有ではなく、障害者の問題を改めて社会の問題として捉え直し、連携して社会への働きかけを目指す「クロスディスアビリティ」³⁰⁾が掲げられた。タイでの実践例としては、たとえば、ある建物を視覚障害者と身体障害者がともにバリアフリーチェックに行き、互いに使いやすいような改善点を話し合ったり、身体障害者を対象としたろう協会による手話講習会の開催³¹⁾などがあげられ

る。クロスディスアビリティの問題が障害者たちに共有されたことにより、各障害者団体が協働して新しい法律を求める体制につながった。

APCD も、さまざまなプロジェクトのなかで視覚障害者や身体障害者間の協働やリーダー育成、権利啓発研修などを実施し、障害者リーダーの意識変容に影響を及ぼした（ニノミヤ [2010]）。APCD の諸プロジェクトの影響は、少数の障害者リーダーだけではなく、とくにバンコク近郊地域に住む障害者へもおよびその影響力は大きいと思われる。障害者は、そのような場面での情報収集や出会いを通じて、自らの権利に関わる法律に対して関心を高めていった。そして、2005年以降、改正案はより具体的になっていくと同時に障害者の期待も高まっていった。

(2) 公聴会における議論

2007年法の起草過程において重要な局面となったのは、2006年に各障害者団体のリーダーを対象に開催された公聴会における議論である。1997年憲法制定以降、全体的に法律案や政策に関する公聴会の実施が求められており、1991年法改正についても公聴会の開催が障害当事者をはじめとする関係者から求められたのであった。

2006年2月19日、1991年法委員会による改正案についての公聴会がタンマサート大学の講堂にて行われた。ところが、公聴会は、予定時間より1時間を過ぎても始まらなかった。会場の入り口には8段の階段とその奥に数段があり、車いすを使っている障害者は簡単になかに入らなかった。また、視覚障害者用の点字資料が用意されておらず、盲人の障害者は草案を読むことができなかった。唯一慣れ親しんだ手話通訳を同伴してきた聴覚障害者だけが違和感なく参加できた。図らずも参加者は、社会環境と参画の重要な関連について実感したのである。

草案のタイトルは、1991年法改正となっており、副題に「障害者の生活の質の向上のために」と書かれていた。1991年法を基本とし、条文を足す形で新しいニーズに対応しようとした。さらに、前文だけではなく、全体として

障害者の権利という言葉は書かれておらず、代わりに「生活の質」という言葉が多くみられた。全体的な説明の後、公聴会では、激しいやりとりが繰り返された。議論の論点は、(1)法律の名称、(2)クロスディスアビリティ、(3)リハビリテーション重視の比重（医療モデルから社会モデルへ）、(4)障害者の権利について明記すること、(5)予算確保にいかにつなげるか、の5点であった。法案に関して、注目すべき論点として以下の4点があげられる。

第1に、法律の名称については、障害者の権利法とするべきであるという声が入り、他の会場から賛同する声があがった。「障害者の生活の質」という言葉を入れ込むべきであるという意見は、ナロンから上がった。トッポンや他の参加者も、他の議論の場でも「障害者の生活の質」という言葉をキーワードにして議論を行った。それに対して、前段に座っていたウィリヤから「名称変更やそのほかの条文に皆さんの意見を採り入れてしまうなら全く新しい法になるだろう」という発言があり、会場からは新しい法律にすることを同意の拍手や声が上がった。

第2に、クロスディスアビリティに関しては、クロスディスアビリティの重要性を書き足す必要性や、活動を促進するという点を書くべきであるなどの意見が出された。その解決法として、統合教育³²を実施してはどうかという声もあがった。

第3のリハビリテーションの扱いについては、議論が分かれた。リハビリテーションに時間を費やすよりは、社会的環境を整えるべきではないかという声と、逆にリハビリに対する期待やいまだ地域で暮らす全ての障害者にサービスが行き届いていない状況を反映した声の両方があがった。

第4に、障害者の権利については、障害種別を問わず明記を求める意見が出された。もっとも踏み込んだ意見としては、差別についてたとえば教育や就職などの点でいくつか具体的な例をあげ、それに反したら罰金を聴取するという罰則規定を書き込んでどうかという意見も出された。また、障害者の権利という議論のなかで、権利保障の内容については、障害者一人ひとりまたは障害種別によって異なっていた。聴覚障害者からは、情報保障が強く

求められ、とくに手話通訳の確保が求められた。視覚障害者のグループからは、情報保障や外出のアテンドと学校教育の充実があげられた。また身体障害者からは介助者保障の問題が出された。そして全員に共通していたのは、職業機会の保障であった。公聴会は結論が出ないまま終わった。しかし、公聴会での議論は、参加していた障害者に草案への関心をより高め、さまざまな場面で新法への意見交換が活発に行われるようになった。

この公聴会の後、草案の内容は大きく変化した。公聴会から約1年後にまとめられた法案では名称が、現在の2007年法の名称である「障害者の生活の質の向上および発展に関する法」へと変わった。また、1991年法を廃止して内容も書き換え、新法として制定することになった。なぜそのような変化が見られたのだろうか。ここでは資料的限界から当時委員であった、ウィリヤとモンティアンおよび省庁障害者局長へのインタビューを通じて背景を探ってみたい。

ウィリヤとモンティアンが異口同音に説明するのは、国連特別委員会の影響という点である。2006年は、国連特別委員会による権利条約草案づくりが最終段階に差し掛かっていた時であり、同年1月と8月に委員会が2回開催されている。ウィリヤによれば、まず2006年1月の特別委員会で改めて障害者の権利に基づいた法律を作る必要があることを政府代表団のメンバーとニューヨークで確認した。ついで2006年3月か4月頃、タイ国内の起草委員会のみならずモンティアンほか数名と一緒に、権利条約を反映させた草案としてより障害者の権利について踏み込むべきであるという提案³³を行った。その提案について他の委員は賛成し、障害者への介助者派遣についても、地域の障害者の声という形で意見が出され、最終段階になって公的介助者派遣制度についても明記されることになった。

公聴会の意見は、ウィリヤやモンティアンの主張する、権利条約を反映した国内法をとという意見をより具体化したものであった。したがって、公聴会で出された意見は、障害者全体の意見として委員会に反映することができた。その後、ウィリヤとモンティアンを中心に草案づくりがなされた。公聴会に

参加していた他の障害者リーダーも2人ととのコミュニケーションやそのほかの場を通じて意見を表明することができた。障害者の草案への期待はふくらんだ。

（3）2006年クーデタと2007年憲法制定

2006年9月19日にクーデタが起こり、障害者は新法制定の早期実現に向かっていただけに騒然となった。それでも、障害者の権利に言及した新しい法律の制定を求める声を障害当事者は表明し続けた。クーデタによって混乱した新法制定だが、障害者はあきらめなかった。むしろ「通常であれば二院あって手続きが大変だが、今ならば暫定政権であり簡易な方法で通すことができる。知り合いがいるし今がむしろチャンスである」というトッポンの言葉を受けて、同年10月の障害者リーダーの会議は、暫定政権のうちに法案を通す方針を決定した。

もともと、トッポンは、民主主義人民連合（People's Alliance for Democracy: PAD）の集会で演説を行うなど、クーデタを起こした側との関係は良好であった。そのうえ陸軍中佐のトッポンの交友関係や交渉手法は、暫定政権下では障害者にとって有益であった。また、ウィリヤによる暫定政権への説得など、リーダーのもつ個人的ネットワークが多いに活用された。

他方、クーデタ後に公布された2006年暫定憲法のもとで新憲法の制定が開始されると、障害者は、憲法制定に関しても、障害者の権利に関する条項を入れ込むことができるチャンスだと考えた。新法制定、国連条約加盟に加えて憲法のなかに障害者の権利を明記するよう働きかけるという戦略が新たに加わり、障害者たちは憲法に障害者の権利について記載するよう積極的なロビーイングを行った。

2007年4月になって、障害者の権利規定が削除されることが判明すると、4月後半にはハンガーストライキや社会開発・人間安全保障省の前で約300人の障害者によるデモが行われた³⁴⁾。

2007年4月に出された憲法第1案に対して、障害者団体は修正案を提出し

た。その修正案は、翌5月4日の憲法起草第1小委員会の第16回会議で取り上げられた。同委員会においては障害者の権利に関する憲法草案第30条と社会福祉利用における権利付与についての草案第53条が議論された。第30条については、国連障害者権利条約の同じ内容とすべきこと、ならびに障害者への差別禁止、と尊厳ある差別禁止条項に障害者を明記する点が確認された。この結果、憲法第30条では宗教や性別に加えて障害を理由とする差別禁止が盛り込まれたほか、教育を受ける権利や社会福祉サービスを受ける権利についても定められた(第49条、第54条)。憲法全体として、差別禁止、訴訟審理での適正保護、教育を受ける権利、公共便益等へのアクセス・利用に関して、明示的に「障害者」の文言が挿入され、権利が保護された。とくに、単にサービスを受ける、受け身の権利ではなく、積極的に求めていくアクセスする権利が第54条に定められた。以上のように、障害者団体が提出した修正案は、小委員会や憲法起草委員会のなかで検討され、最終案におおむね反映されたのである(西澤 [2010: 127-128])。障害者の権利についての規定を盛り込んだ「2007年(仏暦2550年)タイ王国憲法」(以下、2007年憲法)が2007年8月に公布された(西澤 [2010])。

(4) 国家立法議会における審議

2007年憲法の制定が進められる一方、2007年法案の審議が進められた。2006年11月20日の閣議においては、障害者や高齢者などの生活の質の向上にむけた社会福祉政策の必要性が協議された。また、翌21日には、社会開発・人間安全保障省がまとめた国家社会発展学識者戦略報告(11月17日閣議提出)を受けて、1991年法改正案(2007年法案)がその必要性とともに内閣で報告された。この時、同時に障害者の収入拡大を目指して宝くじ販売の問題についても報告がなされた(Cabinet Secretary Office [2006: 26-27])。

2007年4月10日、法制委員会による検討済みの障害者の生活の質の向上および発展に関する法案が、1991年法改正として閣議決定された(Cabinet Secretary Office [2007: 107-108])。その後専門家の協議のあと、立法府に諮られ、

同年9月18日、2007年障害者の生活の質の向上および発展に関する法律が制定された。

3. 2007年法の特徴と意義

既述したように、2007年法には障害者の権利が明記され、社会政策に関する国の責任も重くなった。2007年法は、確かに約16年の期間を経て権利規定や社会施策に関する進展をみせており、そこには障害当事者の声が反映されていた。言い換えると、障害者の権利や上記の改善点など、2007年法の条項は、1991年から2007年までの障害者による活動の集積ともいえる。

2007年法の内容や成立過程において、障害当事者が積極的に関わりかつ国連の障害者権利条約の影響が多い点について、担当省障害者局の局長は自信をもって説明する。「2007年法は障害当事者の声が十分反映された法律である。また国連の条約の精神も反映されている。反映された理由は、障害者の委員がアドホック委員会の情報をつないでくれたから。審議の段階から一貫して障害当事者であり法律の専門家であるウィリヤ教授には尽力してもらった。障害者局としては法律の具現化のために頑張って施行規定をつくる。当事者性と権利、この2つが書かれた（障害者）法は、世界にそうそうあるものではない。これは東南アジアのなかでも見本になるだろう」。

局長の語りからは、障害当事者の意見や条約の反映が重要だと捉えていることがわかる。また、障害当事者の活躍を反映することは、自国の誇りと受け止められるようになった。

1991年法と比較して、2007法は次のような特徴を有する（表1参照）。第1に、障害者の権利を明記した点である。制定趣旨は、「公共の施設におけるバリアフリー施設の充実やそのほか政府による支援によって障害者の権利が保護されることを目的とする」ことを明記する。また、委員会の権限を規定している第5条の補足説明には、国連の障害者権利条約に沿って、障害者が、自由な選択のなかで決定権をもつこと、人として自立できること、差別

表1 1991年法と2007年法の比較

	1991年法（全20条）	2007年法（全45条）
制定趣旨	障害者の市民権、リハビリテーションと生活保障	障害者の権利、地域生活支援、生活の質向上
障害者の定義	身体、知性、または精神に異常または欠陥を有する者（種類・基準は省令） [4]	視覚・聴覚・身体・精神・知的・学習の側面で制限があり、日常生活または社会参画において障害があり、なんらかの支援を要する者 [4]
リハビリテーションの目的	就業、日常生活などが健常者と同様に行えるため [4]	障害者の潜在能力を生かした就業・日常生活の実施のため [4]
委員会	障害者リハビリテーション委員会 (1) 構成 ①職務上の委員：内務大臣（委員長）、国防次官、内務次官、教育次官、公衆衛生次官、大学庁次官、予算事務所総裁、医療局長、社会福祉局長、初等教育局長（計10人）。 ②有識者委員6人以下。大臣が任命、2人以上は障害者関係団体の代表 [5] (2) 権限 業務実施方針・運営計画の策定、大臣への答申・提案、規則等の制定など。[6] (3) 小委員会：少なくとも1人の障害者 [11②] (4) 委員会事務所（障害者登録の受付・手帳の発行）[12]	国家障害者生活質向上発展委員会 (1) 構成 ①職務上の委員：首相（委員長）、社会開発・人間安全保障大臣（副委員長）、財務次官、観光・スポーツ次官、社会開発・人間安全保障次官、運輸次官、情報技術通信次官、内務次官、司法次官、労働次官、教育次官、公衆衛生次官、予算事務所総裁、 ②障害者団体代表（各障害種1人、首相が任命）7人、③有識者委員（首相が任命）6人、④委員会事務局総裁（委員兼事務局）[5] (2) 権限 業務実施方針・運営計画の策定、大臣への答申・提案、規則等の制定など。[6] (3) 小委員会・県委員会：少なくとも1人の障害者 [11] (4) 委員会事務所（障害者登録の受付・IDカードの発行）[12, 18]
基金	障害者リハビリテーション基金 [16]	障害者生活質向上発展基金 [24, 42]
バリアフリー化	公共施設のバリアフリー化 [17①] 1999年労働福祉省令等で細則	公共施設のバリアフリー化の多様化（建物、サービス、交通） [37]
雇用促進	雇用促進（0.5%）[17②] 1994年労働福祉省省令にて細則	雇用促進および罰則規定強化 [33-36]
所管省庁	内務省（後に労働福祉省）	社会開発・人間安全保障省

表1 のつづき

	1991年法（全20条）	2007年法（全45条）
その他 （2007年 法の新規 定）		介助者の定義（①世話人，②介助者）[4] 公的サービス利用の権利：①リハビリテーション，②教育，③職業訓練，④社会参画と合理的配慮介，⑤訴訟・行政手続における国のサービス，⑥情報保障，⑦手話通訳者利用，⑧介助犬・盲導犬など動物によるサポート利用と公共の場での同伴の権利，⑨年金，⑩介助者派遣 [20] 障害者の地域生活の保障 [20] 障害者への差別禁止 [6, 15, 16ほか]

（出所） 筆者作成。

（注） [] 内は条文番号を示す。

を受けないこと，社会参加，個人の尊重，機会均等の権利などがあげられている。さらに，地域生活における表現の自由，障害者本人がひとりの人間として尊重されることや，地域社会の政治や文化活動に参加する権利も記載されている。1991年法から2007年法へ移行するなかで，障害者が保護の対象から権利主体へと変化した（西澤 [2010]）。

第2に，障害者への差別禁止を定めた点である。第15条は，障害者への不当な差別⁶³を禁止する。直接的な差別だけではなく結果的に障害者が享受すべき権利や利益が侵害されていることも差別とみなす（同条第2項）。一般に障害者の権利について，間接的差別を対象とするか否かが論点となるが，同法は明確に禁止する（西澤 [2010]）。そして，第16条は，差別を受けた障害者への救済を定める。とくに注目すべきは，実効性を担保するため，委員会による差止め命令のほか，被害者である障害者が裁判所に訴えた場合，裁判所の判決によって，懲罰的損害賠償を認める点である（4倍が上限）。たとえば象徴的で悪質であるような差別行為に対しては，現実的に受けた被害よりも高い賠償額を請求することができる。これによって，同様の差別行為に対

する抑制が可能となる。また、社会的弱者である障害者が、委員会や裁判所へ訴えることが難しい場合は、障害者団体による代理提訴が認められる（第17条）（西澤 [2010]）。一般に社会的弱者への差別禁止や権利条項が絵に描いた餅に終わることがないようにするためには罰則規定などが必要である。懲罰的損害賠償請求と団体訴権は、障害者の権利の実現性を高めるものであるといえる。

ただし、何が差別であるかを定める第15条第2項の規定はやはり抽象的であることは否めない。障害者はこれから、制度の充実化や差別撤廃の具体化を求めて、運動のなかで法律をてこにした（訴訟を使った）権利の具体化への活動が必要になるだろう。

第3に、社会モデルに近い障害の定義を採用したことである。1991年法は、障害の定義に関しては、インペアメントに着目していたが、2007年法では、インペアメントを原因としつつも、そのほかの要素と相まって生活を送るうえで制限を有するという形で規定されており、より社会モデルに近い障害観を採用した（西澤 [2010]）。すなわち、2007年法において障害者とは、「視覚、聴覚、動作、伝達、精神、情緒、行動、知能、知識における障害またはそのほかの障害と、さまざまな困難をあわせもつことにより、日常生活または社会参加を可能にするために、特別にさまざまな援助を受けることが必要な個人」をいう（第4条）。

障害の捉え方は、その後の施策実施に影響を及ぼす。たとえば障害の原因を障害者本人に帰するならば、障害者本人による努力が求められ、社会政策での対応は限定的となる。しかし、障害の原因を社会や生活環境との関係性で考えると、社会や政府の努力すべき点が浮かびあがる。したがって、2007年法の目的のところで述べたように、政府が障害者の生活の質の向上に向けて政策を実施する責任が増えるのである。

第4に、委員会組織を再編したことである。1991年法にもとづく「障害者リハビリテーション委員会」に代わり、「障害者の生活の質の向上および発展に関する国家委員会」（2007年法委員会）が設置された（第5条）。同委員会

は、首相を委員長とし、社会開発・人間安全保障相を副委員長とし、ほかに財務省、観光・スポーツ省、社会開発・人間安全保障省、交通省、情報通信技術省、内務省、司法省、労働省、教育省、公衆衛生省の各次官および予算局事務総長などの関係行政機関の代表と、首相によって任命される各障害者団体代表者7名、有識者6名によって構成される。1991年法では、内務大臣が委員長を務めていたのに対して、2007年法では首相を委員長とするものに格上げされており、政府が障害者施策を重要視していることがわかる（西澤[2010]）。1991年法では、障害当事者の委員は2名にすぎなかったが、2007年法では7名に増え、障害当事者の声により反映されるようになった。これは、障害当事者の政策参画をうたう国連権利条約の趣旨に沿ったものである。生活者としての障害者という視点からは、さまざまな立場による理解とサービスが求められるため、多岐にわたる関係省庁がひとつの委員会のなかに与えられることは有意義である。

第5に、障害者雇用割当制度が強化されている点である。この点は、障害者の権利に関する議論に比較するとあまり議論がなされなかった。1991年法は、民間企業に従業員総数の0.5%の障害者雇用義務を課し、違反事業者には拠出金を課すこととだけが明記されていた。2007年法は障害者雇用義務の対象を公的機関にも拡大した（第33条）。また雇用率を維持できない場合の措置として、従来の拠出金のほかに障害者の物品販売の許可、一時雇用、研修の場の提供などが加えられた（第35条）。実施しない企業に対しては財産差し押さえや情報公開などを行うことができるなど、さらに厳しくなっている。これは、1991年法による障害者雇用制度は実施割合が少なく、実際に障害者にとっての利益にならなかったという声がしばしばあがっていたことが背景にある⁹⁶。既存の障害者雇用率の達成すら難しいタイで、就労の機会が少ない障害者の収入の安定化につながることを期待される。

ただし、障害者雇用率の設定は、逆に障害者差別を是認することになる、という指摘もある。1991年法から続く施策ではあるが、障害者の権利を護る社会環境になるまでの漸次的なものであると捉える必要があるかもしれない。

第6に、障害者の地域生活のための政策の重視である（第20条）。「障害者は公的資源や福祉そして介助サービスにアクセスする権利を有する」として、地域生活をおくるにあたり利用可能なサービスが具体的に10点あげられている。①公衆衛生省の規定に基づくリハビリテーション、福祉機器または補助器具などのサービス、②教育へのアクセスおよび教育現場でのサポート、③労働省規定に基づく職業訓練サービス、④社会参画と機会均等、⑤街作りや開発計画そのほかの社会政策にアクセスするためのサービス、⑥情報技術・通信省の管轄である情報や通信の恩恵にすべての障害者がアクセスするためのサポート、⑦委員会が規定する範囲内の手話通訳サービス、⑧補助のための動物、諸福祉機器などへのアクセスおよび公共の場において自由に使用する権利、⑨委員会の規定に従った（手当等の福祉または所得）保障、⑩日常生活に必要な諸条件を整えること。以上のように、障害者の地域生活を前提としており、そのための施策としてとくに介助者確保について強調してある。

ただし、2011年1月現在の公的介助者派遣計画では、介助者として各県平均約10人の職員を配置するだけにとどまり、公的介助者を利用できる障害者の数はきわめて少ない。また、現在のところ、障害者収容生活施設の建設の計画はない。結局は介助者を利用するだけでは暮らせないので、これまでと同様家族・親族との同居などを前提とすることになる。

2011年中に開始されるであろう地域の障害者への介助者派遣制度は、地域の障害者へ直接影響を与えうるものであり、重度の障害者とその家族にとっては待ち望んでいたものである。しかし、バリアフリー法制定後も、各地の小学校やタンボン自治体の建物にスロープが設置されない、障害者の雇用機会がなかなか拡大されないことなどを考えれば、制度の具現化にはさらに時間がかかることが予想される。

4. 2007年法の内容の具体化に向けて

2007年法は単に権利を記載するだけでなく、損害賠償手続きや団体によ

る代理訴訟、障害者雇用促進などの具体的なアドボカシー方法も明文化されている点は評価できる。

タイは法律の公布からその実施に必要な施行規則が制定されるまで時間がかかることが少なくない。2007年法の施行規則の整備が進んだのは2010年のことであり、制度が現実に実施されるまでにはさらに時間がかかることが予想される。

同時に、法律の条文だけでは問題が解決しない点は世界中同様である。地域で暮らす障害者の視点からは、個々のニーズをいかに解決するのかという具体的な解決案により関心が向けられる。たとえば障害者手当の増額や福祉機器支給制度の充実化や、手話通訳者や介助者の確保、移動保障、就労や修学といった問題に関心は高い。

世界で初めて当事者の声 that 反映され、障害者への差別禁止を盛り込んだアメリカの ADA も、実際の社会環境は弁護士等の法律関係者を巻き込んだ訴訟や運動の展開によってしだいに具現化していった。アメリカの場合、訴訟による社会変革によって生活環境の改善が行われる場合が多々あり、文化的背景の異なるタイとの比較はできない。しかし、タイもなんらかの方法で、個別の事例をもって障害者自身が権利擁護活動を行いながら2007年法の適用範囲を拡大していく必要があるだろう。また、雇用率では担いきれない多くの障害者、とくに重度の障害者の所得保障や外出支援をどう2007年法のもとで実現するかという点は、今後の障害者による法律をてこにした活動の積み重ねを必要としている。

これまで述べてきたように、タイの障害者をめぐる法律的枠組みは、障害者運動や障害者リーダーによる積極的な活動によって拡大してきた。今後もタイの障害者運動が、これら法律を背景に、少数の障害者リーダーだけでなくより担い手を増やし、より活動を充実化させ、社会または法的枠組みを充実させるアクターであり続けることが重要である。今後も省令・施行規則等の制定・改正や他の施策に当事者が参画していくことは不可欠であろう。2007年法の制定によって、そのための基盤は形成されている。

それらの実践のなかで、2007年法の各条項に記載されている差別禁止や権利擁護システムが起動されていくかどうかを見ていく必要がある。同法が障害者の権利を意識した画期的なものであるだけに、その具現化については今後引き続き注目が必要である。

第3節 障害当事者の立法過程への参画

以上述べてきたように、1991年法と2007年法の2つの障害者法の立法過程においては、障害当事者が大きな役割を果たし、障害者法の内容にも障害者の主張が強く反映された。それでは、障害当事者は、なぜ障害者立法の制定過程に参画することができたのであろうか。ここでは、制度変化とその制度変化を活用し得た障害者運動を支えたリーダーの資質ないしは人的要素の2つの側面から検討してみたい。

1. 障害者の参画を可能にした制度変化

障害当事者の運動に有利に働いた制度変化として次の2つがある。ひとつは、政府内委員会の設置とそこへ障害当事者リーダーが委員として参加したことである。もうひとつの大きな制度変化は、1991年法、2007年法のいずれも、クーデタ後の暫定議会である国家立法議会のもとで審議・可決されたという点である。

(1) 委員会

1991年法と2007年法の成立過程における障害者の関与を考察した結果、障害者の参画を可能にしたひとつの要因として、委員会制度があげられる。1980年代の起草委員会は省内レベルのものにすぎなかったが、そこへの障害当事者の参加は、その後の障害者立法に障害当事者の主張を反映する出発点

となった。その二つの委員会だが、まず内務大臣を委員長とする1991年法にもとづくリハビリテーション委員会、その後2007年法では首相を委員長とする2007年法にもとづく障害者の生活の質向上発展委員会へと、いわば「格上げ」された。委員会には、関係機関の代表、有識者とならんで、障害当事者はつねに委員として参加した。委員会は、法改正や実施ための具体的な規則・基準作りにも障害当事者が積極的に関わっていく足がかりとなった。他方、行政の側からみれば、障害当事者の意見や利益を反映させることが可能となり、それは行政側の施策の正当性を説明するための根拠ともなった。

(2) 国家立法議会

これまで検討してきた2つの障害者法の成立の背景にあるもうひとつの共通点は、いずれもクーデタ後の暫定政権中に承認されたという点である。通常の憲法の下では下院と上院で構成される国会がおかれ、法案は閣員で審議・承認されなければならない。これに対して、暫定議会である国家立法議会は一院のみで構成されるため、審議にかかる時間は少ない。また、国家立法議会は、選挙ではなく、政府が選んだ議員によって構成される。そのため、一般に政党の影響は少なく、政党間の政治的駆け引きから法案審議が進まないといったことも生じない。また、国会であるならば、政党や政治家の資金源でもある企業家層が政党や国会議員を通じて法案審議に影響力を行使する可能性があるが、国家立法議会では政党政治家は含まれていないため、そうした影響を受ける余地がほとんどない。したがって、政治家の法案への干渉を避けたい官僚等は、暫定憲法下の国会において法案提出を試みるため多数の法案が可決されてきた（末廣 [1993], 今泉 [2010]）。2006年の暫定政権中にも、駆け込み的立法が多数行われたと考えられる（本書第1章参照）。

障害者に関する法律案は、税制などの経済政策に直接的に関係するものと比べると、大きな注目を浴びる法案ではなかった。しかしながら、その実施段階においては、新たな予算配分が必要となるほか、バリアフリー設備や障害者雇用義務を課される企業や行政の負担増をとまなうものであった。恒久

憲法下の二院制の国会において審議されていたならば、利害関係者の意向に添った反対に直面したかもしれない。また、ほかの法案との関係で審議が遅れる可能性も高かったであろう。また、2007年法の場合には、傷痍軍人のネットワークを生かして軍の協力を得ることも可能であった。軍の影響力が強い暫定政権という政治状況が障害者法案の成立にどのように寄与したかは明らかではないが、一見非民主的な政治状況が社会的弱者の権利獲得に働くことはあり得るのだろう。

しかしながら、障害者法の成立がクーデタという「僥倖」に恵まれたにすぎないというわけではない。暫定議会の活動は新憲法が制定されるまでのわずかな時間に限られている。その間に国家立法議会に提出できるまでに法案をまとめることができなければ、とうてい可決にはいたらない。いずれの場合も数年にわたって、諸関係機関と連携して準備を行ってきたこと、その最終段階に時宜にかなった法案提出を進めることができた障害当事者リーダーの力量も大きく寄与したと考えられる。

2. 障害者リーダーの役割

注目すべき特徴は、障害者リーダーの資質である。1980年代から今日まで、障害者運動に関わった障害者は多い。そのなかで実行力を備え、リーダーシップを発揮した障害者リーダーのほとんどが、大学院卒または元軍人であり英語も堪能ないわばエリートである。地域のリーダーもまた大学卒の障害者がほとんどである。とくに身体障害者のリーダーをみれば、大学卒業前後または就労後に障害者になった中途障害者がほとんどである。誤解を恐れずに言えば、現在40歳代から60歳代の障害者リーダーは若い時代に大学まで通うことができたなんらかの背景をもつ。それは、一定の余裕のある家庭の師弟か、障害をもちながらなんらかの才能によって王族や資産家の目にとまり支援を受けて大学を卒業した者であり、それゆえに、その後の社会的立場が確保されていた者がほとんどである。彼らは、それぞれ国際的な場に参加し、

世界の障害者リーダーと交流し、または英語で直接情報を得ることができた。それをタイ国内の障害者運動や法制定に生かしてきた。

また、法制定の過程において、実行力をもった者は、法学博士か、大学院修士号をもつ法律専門家である。とくに2007年法の場合、タンマサート大学法学部教授であるウィリヤは、当事者でもあり法律の専門家であるため、その発言は重要視された。

障害者団体が積極的に社会参画してきた背景には、国際機関や国内外のNGOによる影響も少なくない。また、国際的な動向は、障害当事者だけではなく、省庁関係者など、為政者の側にも同様の影響をもたらしたといえる。

とくに2000年以降、障害者が権利を求めて活動することに対して一定の理解と共感があったからこそ、障害者リーダーは活動を展開する一方で法律の運営委員会のメンバーになるなど、行政によるセミナー等の講師を務めることができた。

既述のような制度を背景として、障害者が法制定に関わることができたのは、障害者自身の教育状況や社会的地位、加えてそのコミュニケーション能力ないしは、調整能力が発揮されたからである。

むすび

1991年法から2007年法に至る障害者立法の変遷は、市民のもつ役割が拡大し、権利意識が拡大していくタイ社会の変化と切り離すことはできない。障害者リーダーは、国際的ネットワークを活かしながらタイ社会のなかで、公的な場での発言や、啓発活動、時にはデモなどでの抗議行動などを行い、社会的認知度を高めていった。そのように障害者運動が展開されるなかで、障害者は積極的に法律の改正に関与し、最終的にはタイ憲法や2007年法の制定に、障害者権利の視点を盛り込むことに成功した。大卒エリート障害者リーダーが牽引したタイの障害者運動は、障害当事者でもある法律の専門家と

ともに、草案起草委員会の内外から、さまざまな形で影響を与える大きなアクターであった。

世界的に、障害者の市民権が他の市民権（女性や子どもと比較しても）より先に獲得されるケースはまれである⁶⁷⁾。しかし、タイの障害者は、タイで市民社会というキーワードが議論されるようになったのと時を同じくして市民権を獲得しようとした。1990年代または2000年代における政治的民主化の進展や経済構造の転換そして社会の変化の過程において、市民を意識した法律ががつぎつぎと形成された。その背景や目的だけではなく立法過程においても、時代を反映し従来とは異なる様相をみせていたが、障害者法もそのなかに含まれていた。障害者リーダーの法制定過程や政策への参画は、そのようなタイ社会の風潮とも大きく関わっている。

障害者団体の活動と条文提案がなければ現憲法に障害者の権利規定が盛り込まれた可能性は少なく、障害者による積極的な参画が、憲法起草者の意識を変えることにつながった（西澤 [2010]）。2007年法においても同様である。今後も2007年憲法および2007年法を活用して障害者リーダーが運動を重ねることで、さらに地域に住む障害者の生活改善につながり、法律の名称のとおり、障害者の生活の質がより向上されるだろう。

タイの障害者法の制定過程から分かることは、当事者は、市民として、立法過程における重要なアクターとなり得るということである。タイ社会が経験した過去約20年間の市民社会への潮流および立法過程を背景とすると、障害者にかぎらずある共通のニーズをもった人々が、自らの抱える問題を仲間とともに社会へ訴え、法律を形成していくことが可能になった。その結果、自らの問題解決がさらなる環境改善につながることを可能とするのかもしれない。

2007年法の内容が実際に実施されるまでには、多くの時間がかかるかもしれない。しかし、新しい法律ができることで、差別にあったときに声を上げることができることと知ること、エンパワーされる障害者も多いだろう。2007年法は、英語では Persons with Disabilities Empowerment Act B.E.2550 と記さ

れる。同法の説明会に参加した障害者は、その多くが希望を感じるという点ではすでにエンパワーされており、法律の目的の第一歩は果たされているのかもしれない。

〔注〕

- (1) 本論文中で使用する「障害者」という指示語は、日本語の場合、「害」の字が、障害者の存在を「害＝悪」だとしているため差別的であるという理由から、「しょうがい者」「障がい者」「障碍者」「障害のある人」「障害をもつ人」「チャレンジド」など代替指示語が使用されている。英語の場合、Handicap という物乞いを連想させる言葉に対して、まず人であるという意味も込めて People with Disability (PWD) という言葉を使うと障害者から聞いた。日本でも、「障害のある人」もしくは「障害をもつ人」という表現を使う背景にはそのような流れがある。タイ語の場合、以前は「khon phikan」のほかに「phudoiokat」（運に恵まれない人）、「siaongkha」（体を損傷した人）等の表現もあったが、現在は障害をもつ人の総称として「khon phikan」という言葉が一般的になっている。khon とは人や者、phikan とは障害状態を示す。本論では「khon phikan」を「障害者」と訳している。それらを踏まえた上で、本論においては、そのまま「障害者」または「障害当事者」という表記を使用することにした。それはあえて新たな固定像を浮かび上がらせることを避けたいという思いに加えて、「障害者」という呼称を変えることよりも、内実としての「障害者」像を検討することによって、固定的で差別的な存在としての障害者という眼だけでタイ社会の障害者を見ることを避けたいと考えたためである。これはタイの障害者が社会から差別されていないということを述べるものでは決してない。「障害者」とは誰なのかという問いは筆者の大きなテーマであり、障害当事者の議論にも積極的に耳を傾け続けながら研究を続けたい。
- (2) 『バンコク週報』 1999年10月25日。
- (3) 筆者による BTS 職員への聞き取りに基づく（1999年11月6日）。
- (4) タイ語で、thupphonlaphap と表記されているこの単語は、辞書を引くと「普通の仕事もできないほど体力能力のない」と書かれている（富田 [1997]）。日本語のニュアンスでは「虚弱児・者」に近いと思われる。聞き慣れない単語が法律のなかにある理由は、タイでは日本ほど障害者や疾病に関する名詞がなく、障害者ではないが、病弱だったり歩行が厳しいような人全般を指すためだと推測する。彼らが容易に社会的弱者になることはあっても、上記単語は社会的弱者を示すものではない。

- (5) この特別委員会は、第56回国連総会（2001年）の採択を経て条約の検討委員会として設置されたものだが、2002年の第1回会議では条約作成の合意にいたらず、2003年の第2回会議以降作成に向けて作業が開始された（川島・東 [2008]）。この第2回から、参加者の顔ぶれが変わり、障害当事者の参加が目立った。13カ国の代表団に障害当事者がいたが、タイもそのひとつで視覚障害者のモンティアン・ブントアンが発言権をもった団員として参加した（丸山 [2003]）。
- (6) 同法は、英語では Persons with Disabilities Empowerment Act, B.E.2550と記載されるが、日本語に訳す際にはタイ語からの訳に従う。なお、日本語訳に関しては、西澤 [2010] を参考にした。
- (7) 障害の原因を機能障害においた場合、医療やリハビリテーションに加え本人の努力による機能障害の克服による問題解決が目標になる。一方、社会モデルの場合、障害者への適切な配慮がないことが障害の原因とされ、問題解決は社会変革に求められる。
- (8) DPI のウェブサイトによれば、DPI には現在世界の120団体以上が加盟し、DPI は、下部グループとして世界を5つのブロックに分け、日本やタイは、アジア・太平洋ブロックに属している。また、国連経済社会理事会に登録され、国連会議に出席する資格をもつ国連 NGO でもある（ニノミヤ [1999]）。
- (9) タイ政府が影響を受けたことは、1983年に2500バーツの記念硬貨を発行したことからも読み取れる（「国際障害者年記念硬貨発行に関する財務省令」1983年11月30日布告）。
- (10) 筆者によるインタビューに基づく（2010年9月10日）。
- (11) 当時、被植民地化の危機にあったタイでは、首都バンコクの近代化に努めることで独立を維持しようとした（アサワラシャン [2010]）。その際バンコク首都圏で物乞いをしていた浮浪者、とくに高齢者、病人、ハンセン氏病患者、そして障害者は、「外国人がタイに来てバンコクをみたとき、遅れているという印象を与える」存在として取り締まりの対象となり、場合によっては隣接県であるサムットプラカン県の収容所へ収容した。
- (12) 正確には、そのほとんどが「元障害をもっていなかった公務員が、障害をもって（退職をした）場合」であった。
- (13) 阿部 [1964] によれば、1921年初等教育令が發布され義務教育が開始したが、「身体的、精神的欠陥がある者」と「居住地が学校より3.2キロメートルを超える者」は就学免除となった。
- (14) 1991年8月30日提出、10月25日（第三読会）承認。
- (15) 1994年7月28日付「1991年障害者リハビリテーション法の規定に基づく省令第2号（1994年）」（1994年8月11日付『官報』111巻34Kor号 pp.9-11）。
- (16) 社会開発人間安全保障省障害局部長へのインタビューによる（2008年9月

- 20日)。
- (17) 一部の文献では、「障害者年金」と訳されているが、その性質上本論では「障害者手当」と表現する。
- (18) タックシン元首相のイニシアティブで始まった制度であるが、現首相のもとでさらに無料となる対象者が拡大し、彼らへのカードはゴールドカードと呼ばれる医療カードが配布されている。
- (19) 障害者登録および手当支給については、現在所管する社会開発・人間安全保障省が登録キャンペーンと手当支給キャンペーンを行っており、登録率と手当支給率100%を目指している。
- (20) 1991年法の成立に貢献し、障害者リーダーとして活躍が認められたナロンは、1996年に上院議員に任命され、2000年まで同職を務めた。国会議員として障害者施策に関わった。
- (21) いずれも筆者によるインタビューに基づく（2010年9月）。
- (22) 筆者によるインタビューに基づく（2009年11月）。
- (23) とくに第3章、第4条、第28条、第30条、第49条、第52条、第54条、第55条、第80条など。また、第190条には、高齢者や障害者の福祉に寄与する市民団体の法制度整備委員会への参加が明記されている。
- (24) トッポンへの筆者によるインタビュー（1999年、2005年）。
- (25) ILセンターの運営メンバーは、障害者が過半数以上を占め、障害者による障害者の地域生活支援を行う。そのサービスは、セルフアドボカシーや介助者派遣、ピアカウンセリングなどだが、それらも障害者によってマネジメントされる。活動は、障害者の地域生活支援とアドボカシー（権利擁護）が両輪として進む（定藤ほか編 [1993]）。
- (26) ダスキン・障害者リーダーシップ研修事業など。同事業は、のちにアジア・太平洋の障害者を日本に招聘し研修を実施する支援事業へ変わる。
- (27) 2人が党内でなんらかのポストについていたかは不明である。同時にトッポンやナロンは、PADの抗議デモに積極的に参加し、障害者権利法の必要性を訴えていた。
- (28) 筆者によるインタビューに基づく（2010年9月14日）。
- (29) 2005年12月～2006年3月の参与観察およびインタビューによる。
- (30) 障害種別の違いを乗り越えて、共通の、普遍的な問題として障害問題を捉え、障害者間にある不配慮な関係性を超えようとする動き。障害種別を超えた連携の必要性を訴えるものである。
- (31) たとえばバンコクに住むろう者3名が隣接県のナコンパトム県で約20名の身体障害者に向けた30時間の合宿型手話講習会を開催した事例がある。講習会では、ろう者の生活や活動、文化などが随所で説明され、手話そのものよりもろう者理解が重視されていた。

- (32) 障害児も障害をもたない児童も同じ学校へ通い教育の場をともにするという教育実践。すべての学校で障害児を受け入れる方法をとれば特殊教育学校へ障害児を分離する必要がなくなり、大人になって差別されることも特別扱いされることも減少するだろうという予測をもつ。
- (33) ウィリヤの言葉を直訳すれば「演説」である。約1時間ほどの委員会のなかで、モンティアンらとともに重要性についての「演説」を行った。
- (34) 主催者発表の数字。
- (35) なにが差別であるかについては、第15条第2項に記載されている。
- (36) 障害者局長へのインタビュー。
- (37) たとえば、女性の地位向上や子どもの教育支援を掲げた活動で、障害児・者も念頭においているケースは少なく、時には障害児・者がサービスを拒否されることもある。女性や子どもの障害児・者は、女性障害者向けまたは障害児向けのサービスをうたう別の企画をもつしかない場合が多い。まずは障害をもたない人が先といわれてしまうのである。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- アサワラシヤン、ピヤワン [2010]「ピブーン政権期タイにおけるナショナリズム振興と女性」京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科提出 博士論文。
- 阿部洋 [1964]『タイ国の義務教育』東京 アジア・アフリカ文献調査委員会。
- 飯田順三 [2007]「最近のタイにおける国際人権条約の国内の実施措置」(『創価法学』第37巻第1号 9月 23-42ページ)。
- 今泉慎也 [2003]「タイの政治改革と1997年憲法」(作本直行・今泉慎也編『アジアの民主化過程と法——フィリピン、タイ、インドネシアの比較——』アジア経済研究所 41-68ページ)。
- [2010]「立法の制度と動態」(今泉慎也編「タイの立法過程とその変容」調査研究報告書 アジア経済研究所 1-20ページ, http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2009/pdf/2009_437_ch5.pdf, 2011年2月17日アクセス)。
- ヴェーナス、イラガン・M [2003]「慈善から人権問題へ」(助アジア・太平洋人権情報センター編『障害者の権利』 8-22ページ)。
- 川島聡・東俊裕 [2008]「障害者の権利条約の成立」(長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約と日本』生活書院 11-34ページ)。

- 国際協力事業団 [2003] 「タイ王国 アジア太平洋障害者センター建設計画 基本建設調査報告書 平成15年1月 株式会社山下設計」 国際協力事業団。
- 定藤文弘・岡本栄一・北野誠一編 [1993] 『自立生活の思想と展望——福祉のまちづくりと新しい地域福祉の創造をめざして——』 ミネルヴァ書房。
- 末廣昭 [1993] 『タイ——開発と民主主義——』 岩波書店。
- 高田英一 [2003] 「ESCAP 『障害者権利条約』 推進を決めるアドホックに『バンコク提案』」（『ノーマライゼーション』 8月号 30-33ページ）。
- [2008] 「手話・言語・コミュニケーション」（長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約と日本』 生活書院 97-136ページ）。
- 玉田芳史 [2008] 「政治・行政——変革の時代を鳥瞰する——」（玉田・船津編 [2008: 3-31]）。
- 玉田芳史・船津鶴代編 [2008] 『タイ政治・行政の変革 1991-2006年』 アジア経済研究所。
- 東條喜代子解説・訳 [2004] 「タイ王国」（萩野芳夫・畑中和夫・畑博行編『アジア憲法集』 明石書店, 991-1063ページ）。
- 富田竹二郎 [1997] 『タイ日大辞典』 日本タイクラブ。
- ダスキン・アジア太平洋障害者リーダー育成事業 [2011] 『卒業生リスト』 (<http://www.normanet.ne.jp/~duskin/past/table.html>, 2011年2月10日アクセス)。
- ドリージャー, ダイアン [2000] （長瀬修監訳）『国際的障害者運動の誕生——障害者インターナショナル・DPI ——』 エンパワメント研究所。
- DPI 日本会議・2002年第6回 DPI 世界会議札幌大会組織委員会編 [2003] 『世界の障害者 われら自身の声』 現代書館。
- 長瀬修 [2008] 「障害者の権利条約における障害と開発・国際協力」（森壮也編『障害と開発——途上国の障害当事者と社会——』 アジア経済研究所, 97-138ページ）。
- ナロン・パティバットサラキット [1993] （菊池可納子訳）「タイの障害者をめぐる状況と当事者運動」（『福祉労働』 60号 46-51ページ）。
- 西澤希久男 [2010] 「タイにおける障害者の法的権利の確立」（小林昌之編『アジア諸国の障害者法』 アジア経済研究所 119-148ページ）。
- ニノミヤ, アキイエ・ヘンリー [1999] 『アジアの障害者と国際 NGO ——アジアの障害者と国際 NGO ——』 明石書店。
- （二ノ宮アキイエ） [2010] 『車いすがアジアの街を行く』 ダイアモンド社。
- 萩原康生編 [1995] 『アジアの社会福祉』 中央法規出版。
- 久野和博 [2003] 「障害者権利条約特別委員会第2回会合に参加して」（『ノーマライゼーション』 8月号 9-11ページ）。
- 丸山一郎 [2003] 「国連・特別委員会会場でのインタビュー 各国の政府代表に聞く」（『ノーマライゼーション』 8月号 15-16ページ）。

吉村千恵 [2007] 「タイにおける『障害者』の変遷——制度・政策と団体形成を通じて——」 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科提出 博士予備論文。

<タイ語文献>

Cabinet Secretary Office (Samnakngan lekhatikan khanaratthamontri / 内閣事務総裁室) [2006] *Ekasan sarup sara samkhan mati khanaratthamontri 2006.10.10-12.30* [内閣決議重要内容要旨, 2006年10月10日~12月30日].

—— [2007] *Ekasan sarup sara samkhan mati khanaratthamontri 2007.4.1-6.30* [内閣決議重要内容要旨, 2007年4月1日~6月30日].

Kamolphan Phanpheung [2006] *Kandamrong chiwit itsara khong khonphikan* [障害者の独立した生活], Bangkok: Mulnithi khonphikan thai (タイ障害者財団).

Khanakammkan tham nangsue kiattikun khong prathet thai nai kandamnoenngan dan khonphikan (タイ障害者関係の栄誉編集委員会) [2001] *Kiattikhun khong prathet thai nai kandamnoenngan dan khonphikan III. khonphikan chiwit kamnot dai* [タイ障害者の栄誉 第3巻——障害者 人生は自分で決められる——], Bangkok.

Narong Patibatsankit [1993] *Panha khonphikan* [障害者問題], Bangkok: Sapha sangkhom songkhro heang prathet thai nai phraborommaratchupatham (国王後援タイ国福祉会議).

Somphon Theepsitthaa [1993] *Neokhit lae thitthang khong sapha sangkhom songkhro nai kansongkhro khonphikan* [障害者福祉における社会福祉会議の概念と方向性], Bangkok: Sapha sangkom songkhro heng prathet thai nai phraborommachupatham (国王後援タイ国福祉会議).

Wiriya Namsiripongpun [1998] *Raingan kitchakam sapha khonphikan tuk praphet haeng prathet tai prachampi 2539-2540* [1996/97年度タイ全種障害者協会活動報告書], Bangkok.

<法令等>

1921年初等教育令。

1941年乞食統制法。

1951年公務員年金法。

1975年文官規則法。

1991年「公共交通機関施設および公共サービス等に関する規定」。

1991年障害者リハビリテーション法。

1991年障害者リハビリテーション法の規定に基づく省令第2号(1994年)。

1992年文官規則法。

2001年「バリアフリー設備基準に関する委員会規定」。

2002年「公共機関の基準遵守を指示する勅令」。

2005年「障害者、虚弱者および高齢者のための建物バリアフリー省令」。

2007年障害者の生活の質の向上および発展に関する法律。

Americans with Disabilities Act of 1990（ADA）。

国連障害者権利条約。

